

第4章 計画の推進体制



1 推進体制の整備

(1) 庁内体制の整備

次世代育成支援行動計画は、児童福祉のみならず、保健、医療、教育、まちづくり、住宅、産業経済など広範囲にわたっていることから、全庁的に施策を推進してまいります。

また、児童相談所や保健所、警察など関係機関との連携を強化し、総合的な取組みを図っていきます。

(2) 計画の進行管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、計画の進行状況について、定期的に調査・把握をし、達成状況をチェックする必要があります。

そのため、「目標事業量」などをもとに、各年度において実施状況を把握、点検し、計画の着実な推進を目指します。

(3) 計画の見直し

本計画は、前期の行動計画であるが、実施状況さらには社会情勢の変化等を踏まえ、平成21年度に必要な見直しを行い後期計画を策定します。

2 市民との協働

(1) 市民との協働体制の推進

本計画の推進にあたっては、市民と行政の協働体制が不可欠です。

子どもにかかわる民間団体と連携を図るとともに、地域、市内の企業・事業所等との連携も図りながら推進をします。

(2) 計画の内容と実施状況の公表

本計画の内容については、広報紙やホームページ等により、広く市民に周知するとともに、実施状況について毎年度、公表してまいります。

